

JFCP加盟組合の組合員の皆様へ

東京海上日動火災保険(株)の 「カイロプラクティック賠償責任保険」

正式名称：施設賠償責任保険(特定施術行為不担保特約付帯)

募集のご案内

拝啓 時下益々御清祥のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り誠に有難く厚く御礼申し上げます。

さて、このたび日本カイロプラクティック協同組合連合会に加盟されている各都道府県の協同組合の組合員様向けに標記の団体賠償補償制度を発足いたしました。

仕事上の賠償責任、施設の所有・管理・サービスに起因する賠償責任を補償する制度であり、安心して日々の業務に取り組んでいただける補償制度でございます。

これを機にご加入のご検討を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬 具

**施術中にお客様のメガネ(所有物)を壊してしまった！
施設の看板が落下し、歩行者を怪我させてしまった！
施術のミスによりお客様を怪我させてしまった！※**



日常の業務の中で予想もしなかった事態に対して、組合員の皆様を最大限お守りし、安心してカイロプラクティックのお仕事を続けていただく為の保険でございます。

『カイロプラクティック賠償責任保険』とは・・・

日本国内において所有・使用・管理する治療施設、またはカイロプラクティック治療の遂行に起因して発生した他人の身体の障害または財物の損壊により被保険者(本保険に加入いただいた)が法律上の損害賠償責任をすることによって被る損害をてん補限度額の範囲内で保険金をお支払いします。

※保険期間中に事故発生した場合に限り、損害をてん補します。

※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しては、あらかじめ保険会社の承認が必要となります。

※カイロプラクティックとは、国家資格に基づかず、一般に脊椎を中心とした全身の関節を手技によって調整し骨格や筋肉の調整・矯正を行う独自の施術・療法をいいますが、この保険契約ではカイロプラクティックの中でも「医療類似行為」に該当せず「医学的観点から人体に危害を及ぼすおそれがない」ものを対象とします。

そのため、以下に定める疾患(徒手調整の手技によって症状を悪化する頻度の高い疾患)に対する施術行為を対象外としております。

腫瘍性、出血性、感染性疾患、リュウマチ、筋萎縮性疾患、心疾患、椎間板ヘルニア、後縦靱帯骨化症、変形性脊椎症、脊柱管狭窄症、骨粗しょう症、環軸椎亜脱臼、不安定脊椎、則湾症、二分脊椎症、脊椎すべり症

また、頸椎に対する急激な回転伸展操作を加えるスラスト法による施術行為も対象外としております。

保険内容、お申込方法は日本カイロプラクティック協同組合連合会へお問い合わせ下さい。